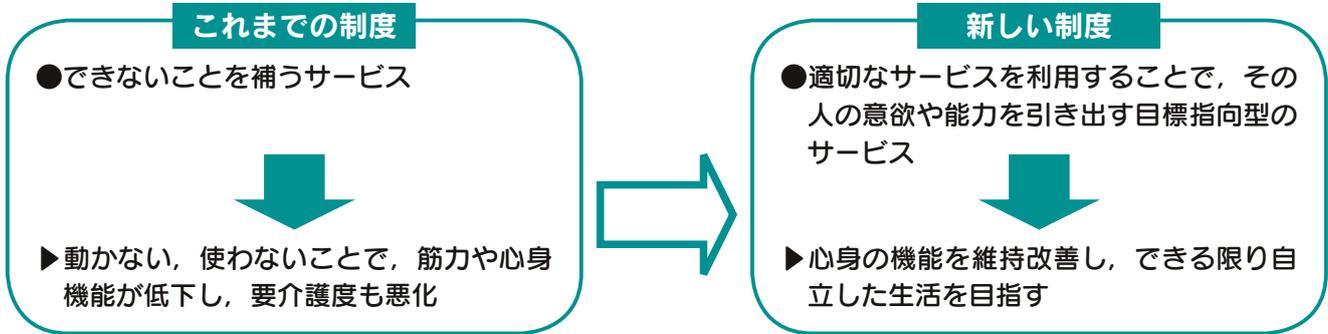


新予防給付サービスがはじまります

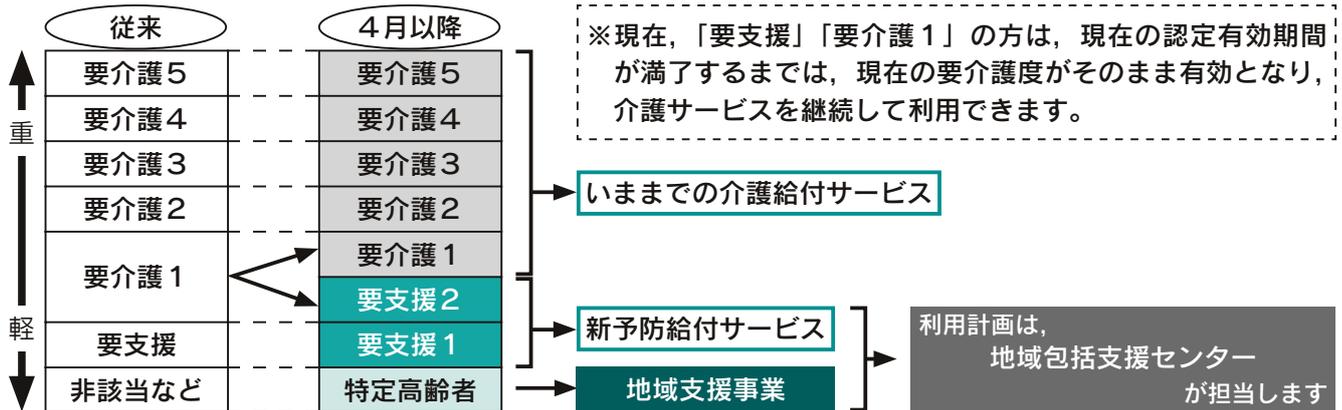
介護予防・自立支援をすすめて元気な高齢者を増やします

市内で65歳以上の高齢者の6.5人に1人が介護保険の認定を受けており、そのうち半数が軽度（要支援・要介護1）の方で、その数は年々増加しています。こうした軽度の方を対象に、個々に目標を設定し、日常生活の自立に向けて意欲をもって取り組む予防を重視した新予防給付によるサービスがはじまります。



新予防給付サービスの対象になるのは

要介護認定により、要支援1・要支援2に認定された方が対象になります。対象者には、地域包括支援センターの職員が利用者の心身の状態等に応じた、介護予防サービス利用計画を作成します。効果や目標達成度などを検証し3か月ごとに計画の見直しを行います。



地域支援事業がはじまります

認定結果が非該当（自立）となった方や、要支援・要介護になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象に、支援や介護が必要とならないように、運動機能の向上の訓練や栄養改善、口腔機能の向上の指導などのサービスを提供します。また、閉じこもり予防や認知症等予防、うつ予防にも取り組んでいきます。

地域包括支援センターを設置します

介護予防ケアマネジメント、地域の高齢者の実態把握、虐待への対応や相談、成年後見人等の権利擁護業務、地域のケアマネジャーの支援や困難ケースへの対応などを行う地域介護の中核拠点で、基幹型在宅介護支援センターに代わって、市役所内に設置します。市内の在宅介護支援センターは従来どおり存続します。

※ケアマネジメント・・・心身の状況や生活状況と利用者の希望とに合わせた適切なサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行います。

その他の主な改正点

住宅改修・福祉用具購入の制度が変わります

住宅改修制度は事前申請書の提出が必要になります。また、給付対象となる福祉用具の購入は、福祉用具相談員を配置した指定事業所に限定されます。

■問い合わせ先 高齢障害課 (☎ 82-1172)